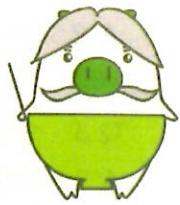


福岡県では、看護師の特定行為研修 修了者の養成を推進しています！



～「特定行為研修推進事業費補助金」を創設しました。～

福岡県では、看護師の特定行為研修を受講しやすい環境を整備し、研修修了者の養成を推進するため、研修の受講費用に対する補助金を創設しました。

令和元年度に実施する研修に対して受講者を派遣する場合に、当補助金の対象となります。

- ・**補助対象** 令和元年度実施の特定行為研修に職員を派遣する県内施設
(医療機関、訪問看護ステーション、介護施設)
- ・**対象経費** 研修の入学料、受講料
- ・**補助額** 一人あたり、基準額（700千円）と実支出額を比較して、低い額に補助率（1／2）を乗じた額

○看護師の特定行為とは

特定行為研修を受講することで、医師・歯科医師があらかじめ作成した手順書（※）により、速やかに患者への診療の補助が可能となる38の行為です。なお、介護職員等による喀痰吸引等の行為とは異なりますのでご留意ください。

○看護師の特定行為研修とは

厚生労働大臣が指定する指定研修機関が実施します。講義、演習または実習によって行われ、多くの指定研修機関が、講義、演習に「e-ラーニング」（通信による学習）を導入しています。

おおむね4か月～2年間で修了することができます。（指定研修機関や区分別科目によりますので、詳しくは、各指定研修機関の募集要項をご参照ください。）

○特定行為研修を受講するメリットとは

特定行為研修を受けた看護師が患者の状態を見極めることで、タイムリーな対応が可能になります。患者に対するきめ細やかなケアによる医療の質の向上の効果が見込まれています。

○指定研修機関の情報、研修修了者の声について

「看護師の特定行為研修制度ポータルサイト」に掲載されていますので、ご参照ください。

（URL）<https://www.nurse.or.jp/nursing/education/tokuteikenshu/portal/index.html#>

○Q & A

Q 1 指定研修機関に所属する職員が受講した場合も、補助対象になりますか？

A 1 対象になります。

Q 2 県外の特定行為研修に職員を派遣した場合も、補助対象になりますか？

A 2 対象になります。

Q 3 令和元年度の特定行為研修の入学料を前年度に支出した場合、入学料も補助対象になりますか？

A 3 対象になります。

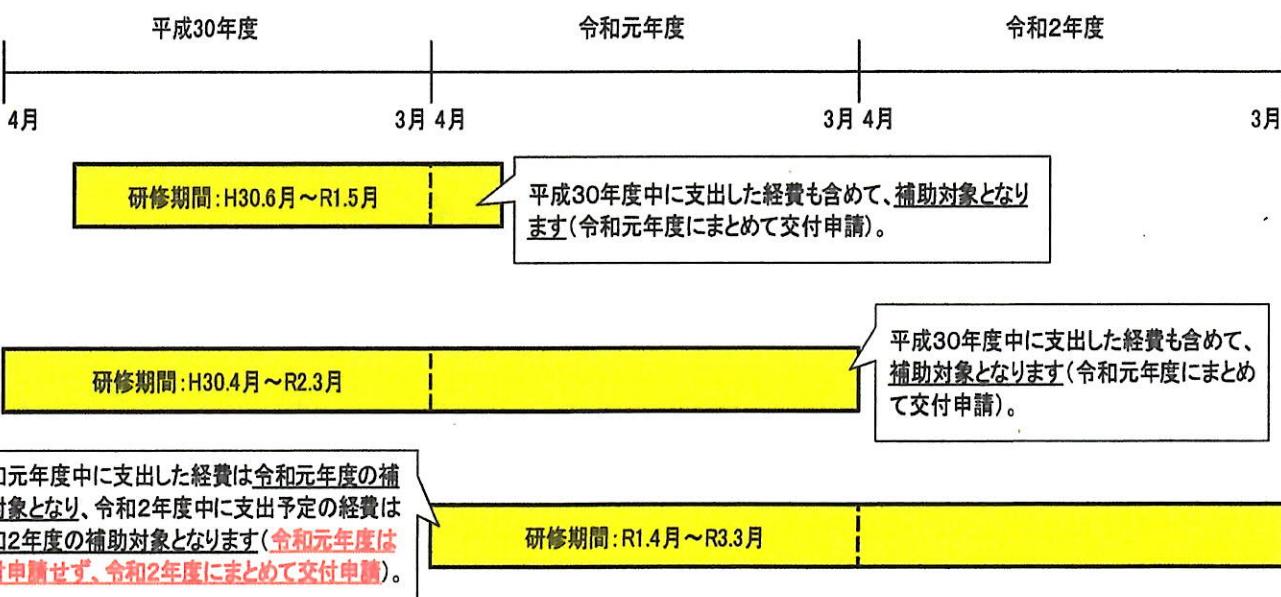
Q 4 平成30年度に特定行為研修を修了した場合も、補助対象になりますか？

A 4 対象なりません。

Q 5 研修期間が、県の会計年度（4月～翌年3月）を超える場合も、補助対象となりますか？

（例：「研修期間が2年間」、「研修期間が6月～翌年5月」など）

A 5 下記の例1～3（令和元年度に交付決定を受ける場合）をご参照ください。なお、詳細は下記「お問い合わせ先」へご連絡ください。



Q 6 研修期間が令和元～2年度の研修を受講した場合、各年に分けて交付申請できますか？

A 6 2回交付申請することはできません。1つの研修に対して、交付申請できるのは1回のみです。
研修期間が2年間にわたる研修については、研修修了日の属する当該年度にまとめて交付申請してください。

Q 7 Q 6 のケースで、令和2年度にまとめて交付申請した場合、一人あたり基準額は倍（700千円×2年）になりますか？

A 7 なりません。研修期間が2年間であっても、1つの研修としてカウントしますので、一人あたり基準額はそのまま（700千円）です。

○お問い合わせ先

福岡県保健医療介護部医療指導課 医師・看護職員確保対策室

T E L : 0 9 2 - 6 4 3 - 3 2 7 6 (直通)

E-mail : ishikango@pref.fukuoka.lg.jp

